山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を 改正する条例を次のように定める。

平成30年12月11日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

第1条 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例 (平成20年山陽小野田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例 の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の157.5」を「100分の167.5」に改め、「、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」と」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31 年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償 及び期末手当支給条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、 平成30年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正

前の山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第125号参考資料

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例新旧対照表(第1条関係)

改正前 改正後 (期末手当) (期末手当) 第4条 議員には、職員給与条例の適用を受ける職員の例に 第4条 議員には、職員給与条例の適用を受ける職員の例によ り、期末手当を支給する。この場合において、職員給与条例 より、期末手当を支給する。この場合において、職員給与 第24条第2項中「100分の122.5」とあるの 条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるの は「100分の157.5」と、「100分の137.5」 は「100分の157.5」と、「100分の137.5」 とあるのは「100分の177.5」と、同条第4項中「職 とあるのは「100分の172.5」と、同条第4項中 員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるの 「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」と は「議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の20を乗 あるのは「議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の じて得た額を加算した額」とする。 20を乗じて得た額を加算した額」とする。

山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例新旧対照表(第2条関係)

改正後

(期末手当)

(期末手当)

第4条 議員には、職員給与条例の適用を受ける職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」とする。

第4条 議員には、職員給与条例の適用を受ける職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」とする。

改正前